

## 共済本部からのお知らせ

異動先の職場における新しい組合員証及び被扶養者証(以下併せて「新組合員証」という。)が交付未了の期間(以下「交付未了期間」という。)において、異動前の職場で発行された組合員証等(以下「旧組合員証」という。)を提示して医療機関等に受診した場合に、医療機関等の窓口で10割の医療費を請求される事案(以下「本件事案」という。)が発生しております。

本件事案が発生する理由として、令和3年10月からオンライン資格確認が導入されたことにより、医療機関等が組合員等の資格情報(異動情報が反映されたもの)をシステム上でも確認できるようになったため、交付未了期間に旧組合員証を提示して受診した場合、医療機関等において、システムと組合員証等の間で組合員等の資格情報が一致しないとして、組合員証等を持参しないで受診する場合と同様に取り扱われることがあるためです。

自己負担額を超える医療費については返金されます。ただし、返金手続(療養費の支給)が必要となりますので、医療機関等から交付される領収書及び診療報酬領収明細書を保管した上で、早期に所属の共済組合係にお問い合わせください。

各庁の共済組合係においては、新組合員証をできる限り速やかに交付できるよう努めているところであり、現状につき御理解いただきますようお願いいたします。

※ 本件事案は、マイナンバーカードの健康保険証の利用申込の有無を問わず、旧組合員証を提示して受診する場合に生じ得るものであり、マイナンバーカードを提示して受診する場合に生じるものではありません。

※ 返金手続(療養費の支給)については、裁判所共済組合ホームページで確認することができます([療養費 | 裁判所共済組合 \(courts.or.jp\)](https://courts.or.jp))。